

令和7年国勢調査遠野市実施本部規程

〔制定 令和7年遠野市訓令第7号〕

(設置)

第1条 令和7年国勢調査の実施に際し、実施体制を整え、調査業務の万全を期するため、令和7年国勢調査遠野市実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 実施本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の円滑かつ確実な実施に関すること。
- (2) 国勢調査への協力確保及び広報に関すること。

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務企画部長をもって充てる。
- 4 本部員は、健康福祉部長、産業部長、環境整備部長及び市民センター所長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、実施本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 実施本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第6条 実施本部の事務を処理するため、総務企画部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は経営企画課長を、事務局員は総務企画部の職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け、事務を統括する。
- 5 事務局員は、上司の命を受け、次に掲げる分掌事務を処理する。
 - (1) 調査実施の企画並びに立案及び進捗管理に関すること。
 - (2) 国及び県との連絡調整に関すること。
 - (3) 予算及び経理に関すること。
 - (4) 指導員及び調査員に関すること。
 - (5) 調査区の管理、調査用品の管理及び調査書類の收受、保管並びに配布に関すること。
 - (6) 調査書類の審査、集計及び提出に関すること。
 - (7) 調査の広報及び協力依頼に関すること。

(庶務)

第7条 実施本部の庶務は、総務企画部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年5月19日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。